

第 5 2 号議案

長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年長岡京市条例第 2 5 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

職員の子育て支援の充実を図ることを目的とした新たな休暇を新設するため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年長岡京市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第16条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>（休暇の種類）</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2～5 【略】</p> <p>（休暇の種類）</p>

改正後	改正前
<p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、<u>子育て部分休暇</u>及び組合休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第18条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障がいにより規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごと(当該状態が2の年以上にわたる場合にあっては、1の年ごと)に、3回を超えず、かつ、<u>通算して180日を超えない範囲内</u>で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第15条の2 【略】</p> <p>(<u>子育て部分休暇</u>)</p> <p>第16条 <u>子育て部分休暇</u>は、職員が<u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年</u>までに在学する子を養育するため、<u>1日の勤務時間の全部又は一部</u>について勤務しないことが相当であると認められる場</p>	<p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障がいにより規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごと(当該状態が2の年以上にわたる場合にあっては、1の年ごと)に、3回を超えず、かつ<u>通算して180日を超えない範囲内</u>で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第15条の2 【略】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>合における休暇とする。</u></p> <p><u>2 子育て部分休暇の時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、次の各号に掲げるいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>(1) <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u></p> <p>(2) <u>1年につき77時間30分を超えない範囲内</u></p> <p><u>3 子育て部分休暇については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p><u>第17条 【略 条の繰下げ】</u> (病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休暇の承認</u>)</p> <p><u>第18条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、<u>介護時間及び子育て部分休暇</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>第18条の2～第19条 【略 条の繰下げ】</u> (規則への委任)</p> <p><u>第20条 第12条から第18条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>第16条 【略】</u> (病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>の承認)</p> <p><u>第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>第17条の2～第18条 【略】</u> (規則への委任)</p> <p><u>第19条 第12条から第17条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第16条第2項第2号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「58時間15分」とする。